第三百条第四項	第二百九十二条第一項第二号
第三百条第五項	第五号まで
第三百条第九項	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三百六条の二第	及び特別措置法第三十三条の規定により読み替えてされる法
第三百六条の二第	第二百九十二条第一項第二号
第三百六条の二第	第五号まで
第三百六条の二第	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

を

第三百条第四項	第二百九十二条第一項第二号
第三百条第五項	第五号まで
第三百条第九項	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三百六条の二第	及び特別措置法第三十三条の規定により読み替えてされる法
第三百六条の二第	第二百九十二条第一項第二号
第三百六条の二第	第五号まで
第三百六条の二第	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

に、

第三百条第四項	第二百九十二条第一項第二号
第三百条第五項	第五号まで
第三百条第九項	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三百六条の二第	及び特別措置法第三十三条の規定により読み替えてされる法
第三百六条の二第	第二百九十二条第一項第二号
第三百六条の二第	第五号まで
第三百六条の二第	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

を

第三百条第四項	第二百九十二条第一項第二号
第三百条第五項	第五号まで
第三百条第九項	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三百六条の二第	及び特別措置法第三十三条の規定により読み替えてされる法
第三百六条の二第	第二百九十二条第一項第二号
第三百六条の二第	第五号まで
第三百六条の二第	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

に、

第三百条第二項	第二百九十二条第一項第二号
第三百条第三項	第五号まで
	第二百九十二条の六の二第一項第一号
	所得税の額
	第二百十二条の二十八条第一項（源泉徴収義務等）の
	第二百九十二条の六の二第一項第二号
	所得税の額から
	つき法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

第三百条第二項	所得税の額
第三百条第三項	当該所得税
	の規定により所得税
	及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により所得税及び復興特別所得税
	当該所得税の額

を

第三百条第四項	第二百九十二条第一項第二号
第三百条第五項	第五号まで
第三百条第九項	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三百六条の二第	及び特別措置法第三十三条の規定により読み替えてされる法
第三百六条の二第	第二百九十二条第一項第二号
第三百六条の二第	第五号まで
第三百六条の二第	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

に、

第三百条第二項	第二百九十二条第一項第二号
第三百条第三項	第五号まで
	第二百九十二条の六の二第一項第一号
	所得税の額
	第二百十二条の二十八条第一項（源泉徴収義務等）の
	第二百九十二条の六の二第一項第二号
	所得税の額から
	つき法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

第三百条第二項	所得税の額
第三百条第三項	当該所得税
	の規定により所得税
	及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により所得税及び復興特別所得税
	当該所得税の額

を

第三百条第四項	第二百九十二条第一項第二号
第三百条第五項	第五号まで
第三百条第九項	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三百六条の二第	及び特別措置法第三十三条の規定により読み替えてされる法
第三百六条の二第	第二百九十二条第一項第二号
第三百六条の二第	第五号まで
第三百六条の二第	第五号まで（同項第二号及び第三号の規定を特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

に、

第三百条第二項	第二百九十二条第一項第二号
第三百条第三項	第五号まで
	第二百九十二条の六の二第一項第一号
	所得税の額
	第二百十二条の二十八条第一項（源泉徴収義務等）の
	第二百九十二条の六の二第一項第二号
	所得税の額から
	つき法第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額から
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額を
	所得税及び復興特別所得税の額の合計額）

第三百条第二項	所得税の額
第三百条第三項	当該所得税
	の規定により所得税
	及び特別措置法第二十八条第一項（源泉徴収義務等）の規定により所得税及び復興特別所得税
	当該所得税の額